

令和3年（訴）第1号

被訴追者 岡口 基一

訴追期間に関する意見書(2)

2022年（令和4年）11月30日

裁判官弾劾裁判所 御中

主任弁護人 西 村 正



第1 意見の趣旨

- 1 貴裁判所は、裁判官訴追委員会に対し、訴追事由に掲げられた13個の行為全てにつき事実関係の一体性を有するとの主張を再検討するよう、命じていただきたい。
- 2 貴裁判所は、裁判官訴追委員会が前項の釈明命令に応じない場合には、証拠調べに入ることを許さないでいただきたい。

第2 意見の理由

- 1 裁判官訴追委員会は、本日付釈明書において、訴追事由書記載の第1及び第2の各行為が全体として事実関係の一体性を有するとの主張を述べられた。すなわち、訴追事由第1の1ないし7(4)及び第2の1ないし3に掲げられた13個の行為全てにつき、事実関係の一体性を有するから包括評価が可能であり、訴追期間は最後の行為（訴追事由第1の7(4)）が行われた令和元年11月18日から起算するのが相当である、旨の主張である。

しかしながら、かかる主張は論外といるべきものであり、このような主張を前提とした審理を実施すべきではない。

- (1) そもそも当該主張は、訴追事由が「第1」と「第2」の行為に区別して記載されていることと矛盾している。
- (2) またこの主張は、最高裁判所の法解釈にも反している。

すなわち、最高裁判所は、被訴追者に対し、平成30年10月17日及び令和2年8月26日の2回にわたって戒告の分限処分を行ったが、1回目の処分の対象とされたのは訴追事由第2の1の行為であり、2回目の処分の対象とされたのは同第1の7(2)の行為である。よって、これら2個の行為を含む全ての行為が「事実関係の一体性があり包括評価が可能」とされるのであれば、最高裁判所が2回目の行為を1回目の行為とは別の行為であることを前提として2回目の分限処分に付したことと矛盾することになる。

裁判官弾劾法に基づく弾劾裁判は、国会議員を構成員とする裁判体による裁判が行われるという点で通常の刑事・民事裁判とは異なる特殊な裁判ではあるが、その訴訟手続は刑事訴訟類似のものとされ、刑事訴訟法が準用されているのであるから、通常の刑事裁判と統一した法解釈が求められること当然の理である。したがって、このような誤った解釈に基づく審理をすべきではない。

2 刑法学において、行為の個数については、いわゆる公訴事実の同一性に関する論点をはじめとして古くから議論されてきたところであるが、最も重要な判断基準は、「時間的連續性」、「場所的近接性」と「行為の共通性」であり、これらが認められないものについては別個の行為とされるのが通説である。

しかるに、本件の訴追事由に掲げられた各行為の間には、時間的連續性も場所的近接性も、行為の共通性も認められない。

- (1) 最も古い訴追事由第1の1の行為は、平成29年12月13日頃であるのに対し、最も直近の訴追事由第1の7(4)の行為は、令和元年11月18日頃であり、両者の間には約2年間もの間隔がある。

(2) 訴追事由とされた行為の多くはインターネット上への投稿であるが、投稿先はツイッター、フェイスブック、ブログ等多種多様であり共通性が認められないばかりか、訴追事由第1の4は東京司法記者クラブでの発言、同第1の6は雑誌のインタビュー記事での発言であり、場所的近接性も行為の共通性も認められない。

(3) 訴追事由第1の1ないし7(4)までの10個の行為と、同第2の1ないし3の3個の行為とは、被訴追者の投稿内容のみならず、対象となっている事案自体が全く別であり、何らの共通性も認められない。上記の通り訴追事由書において「第1」と「第2」とに区別して記載されているのは至極当然なのであり、にもかかわらず、今になってこれらの13個の行為の全てにつき事実関係の一体性を有するなどと主張するのは、訴訟上の信義則にも悖るものと言わざるを得ない。

3 今回の訴追委員会の主張は、例えていえば、スーパーで刺身と牛乳と冷凍肉を買ったが、家に帰って確認したところ冷凍肉の消費期限が1か月も過ぎていた、スーパーに問い合わせしたら店長が「どの商品もうちの店で売ったものだから一体であり、刺身と牛乳は未だ消費期限内だから問題ない。」とするようなものであり、弾劾裁判という極めて重要な法手続においてなされるべき主張とは思えない杜撰な構成である。かかる主張は、弁護人が第1回公判期日に述べた、訴追事由第1の1ないし3及び第2の1の4個の行為は3年間の訴追期間を超過しており、裁判官弾劾法第12条に反する違法な訴追である、との主張を免れようとするための詭弁というほかない。このような主張を許せば、裁判官に対する弾劾は、直近の行為が3年以内であれば、何年遡った行為であっても訴追事由に加えることができるうことになり、裁判官弾劾法第12条の訴追期間の規定は無意味となる。このような解釈は裁判官の身分保障上重大な問題を生ずることになるのであり、決して許すべきではない。

したがって、裁判官訴追委員会に対し、かかる主張を撤回した上、改めて訴追

期間に関する釈明をされるよう求める。

また弾劾裁判所におかれでは、常識的な法解釈に照らした主張に訂正するよう
釈明権を行使し、訴追委員会がこれに応じない場合には立証を許さないなど、毅然
然たる措置をとっていただきたく求めるものである。

以上